

下関市からのお知らせ

浄化槽の法定検査を必ず受けましょう!



浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置で、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。人間と同じように日ごろから健康管理を行う必要があります。維持管理が適正に行われないと、浄化槽の機能がしだいに低下し、水環境や周囲の生活環境を悪化させてしまいます。

このため、浄化槽の管理者（使用者、設置者）には、定期的に保守点検・清掃を行い、**毎年1回法定検査を受検することが浄化槽法により義務付けられています。**

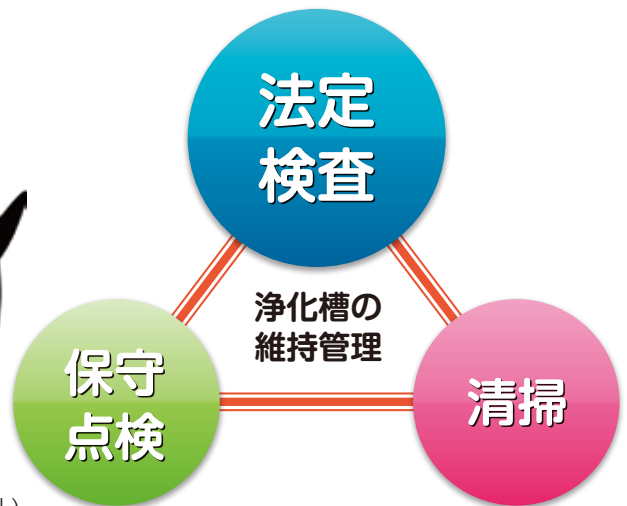
『法定検査』は浄化槽の設置や維持管理が適切に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかどうかを確認するものです。

生活環境の保全の為、浄化槽の維持管理は確実に行いましょう!



(下関市環境部PRキャラクター「エコペン」)

浄化槽維持管理3つの柱



検査手数料

(単位：円)

人 槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
20人以下	4,200	5,500
21～100人	5,000	6,000
101～300人	6,500	8,500
301～500人	8,000	11,000
501人以上	10,000	13,500

お問い合わせ先

下関市役所

環境部 廃棄物対策課 (083-252-0978)
菊川総合支所市民生活課 (083-287-4004)
豊田総合支所市民生活課 (083-766-2187)
豊浦総合支所市民生活課 (083-772-4017)
豊北総合支所市民生活課 (083-782-1925)